



郵政産業ユニオン TOKYO

● 発行 ●
 郵政産業労働者ユニオン
 東京地方本部
 発行責任者 田中 孝史
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3
 京橋通郵便局 5F
 TEL・FAX 03-3535-5447
 piwutokyo@yahoo.co.jp



都合が悪くなると沈黙

第10回定期大会要求の交渉をおこなう

11月25日、第10回定期大会要求の交渉がおこなわれました。組合側からは委員長を含めて5名の参加、会社側は集配担当と要員担当を含む4名の参加でおこなわれました。

■事前の窓口で、組合事務室・組合掲示板について、「局長判断であり、貸与しないということではない」。情報提供については、ルールに基づき行っていると回答。

■金融関係については、事前の窓口で質問等を行い、会社が変わっても基本は郵便会社ではあるが、システム等についてはかんぽ生命会社の指示となると回答。

■期間雇用社員関係については、公平に行うこと、何か問題があった場合はその都度対応することとし整理しました。

■大幅増員について、「業務量に基づいた区画」と「指導をしている」ことの具体的な説明を求めました。「業務量に基づいた区画」とは、物数・書留等の物量等を勘案して、「指示している」とは、450分で終われるような区画を設定する内容の指示であると。時間が経てば配達地域の変化が起きる、それも勘案していると。

会社の施策として、いまに2ネットの区画で配達が行われている局がある。受け箱配達区画では時間内で配達が終わらないのは当たり前。会社の施策で行ったのだから会社の責任で新たな区画にすべきと主張。

■また、要員不足の現状が数字で見えるのが残業時間数と考えている。すでに、300時間に達しようという地域・班・社員が多くある。そのことを承知しているのか。「残業が出来ないから応援するように」との指示はないように。原因と解決を必ず示すこと。都合が悪くなると黙り込む会社。

■勤務時間管理について、「どのような適正な対処」を指導しているのか。声掛けや個別での指示をするように指導している。各職場に端末が配備されている。これらを活用すれば正しい勤務時間管理が行えるはず。ここでも沈黙。来年の4月から行われる勤務時間になれば、増々時間前着手が行われる。この時が大きなチャンス、正しい勤務時間管理を行うよう申し入れ

■具体的な国際支部と新東京支部から出されている期間雇用社員の他部への応援問題については、「期間雇用社員規定」に基づいて行っている。組合としては、応援を行っている期間雇用社員に対しては、何らかの対応があるべきと主張しました。

■コロナ対策については、「各局には対策費として予算が下ろされている」、各局で対応してほしい、とのことでした。

■4月1日から実施される勤務時間について、現在の勤務時間前に10分の準備時間（新たに設置、拘束はしないが給与は支払われている）昼の休憩時間を60分とし、勤務時間後に5分の準備時間を設けると説明。つまり、拘束はしないみに取っていた休憩時間となる。残業をした場合は、15分の休憩時間はないと思います。（このことは確認します）すべての職場で職務表の提示が行われますので、提示がない場合、問題がある場合は地本に連絡してください。



総選挙の結果、衆院では自民、公明、維新の改憲勢力が改憲に必要な議席を大きく上回った▼岸田首相は早速、適地攻撃能力の保有の検討、軍事費のさらなる増額を検討するなど戦争をする国づくりへの危険な動きを強めている。岸田首相の背後には安倍晋三元首相がいる▼コロナ禍でやむなく休業したり仕事をやめざるをえなかった人々の苦しみがわかるのだろうか。多くの働く人や若者がつらい毎日を送っている時に、「憲法改正」など、国民が求めていることをやる人たちに、政治は任せられない▼今こそ「9条守れ」の世論を広げていく時。投票に行けなかった人でも日本が戦争をする国になるかもしれないと言ったらびっくりするだろう▼与党を中心に、改憲を狙う動きが加速する中、今こそ憲法を活かし私たちが安心して毎日が送れる世の中になりたい。（広）

年末年始繁忙要求を提出

10月30日



2021年度年末年始繁忙要求

今年度もコロナ感染の流行が収束せず、インフルエンザの流行も言われています。また、10月から郵便制度の見直しが行われて、初めての繁忙期を迎えることになります。各職場は「密」が大きくなり、疲労も蓄積されます。命と健康、安心・安全を最優先する職場環境にしなければなりません。

私たち郵政産業労働者ユニオン東京地方本部は以下のとおり要求するので早急に誠意ある回答をすること。

- 1, 各局での年末年始繁忙計画書を早期に作成し、労使間での意見疎通について11月中に行うこと。
- 2, 各支部から各局に提出された年末年始繁忙要求に対しては、誠意ある回答を12月10日までにすること。
- 3, 安全衛生対策について
 - ①新型コロナウイルスおよびインフルエンザについて会社の具体的な感染防止対策を明らかにすること。
 - ②適正な暖房を行うこと。また、各職場に「二酸化炭素濃度計」を配備し、換気を定期的に行うこと
 - ③各職場に加湿器を配備すること。
 - ④各職場に空気清浄機を配備すること。
 - ⑤各職場の更衣室が「密」になっている。創意工夫した対策を行うこと。
 - ⑥インフルエンザ予防接種の補助を全額行うこと。
- 4, 12月25, 26, 27日および1月1, 2, 3日の要員配置および作業パターンを明らかにすること。
- 5, 今年度の短期ゆうメイトの雇用人数を明らかにすること。
- 6, 年賀販売等について
 - ①年賀販売は郵便窓口・郵便切手類販売所にすること。
 - ②社員の携行販売を行わないこと。
 - ③立替払い根絶のための施策を明らかにすること。
 - ④自局・自班内以外の販売を禁止すること。
 - ⑤不適正営業についての研修を全社員対象で行うこと。
- 7, 三六協定の特別条項を適用させないこと。
- 8, 非番・週休の買い上げを行わないこと。
- 9, 連続出勤を6日以内とすること。
- 10, 勤務時間管理について
 - ①休憩・休息は声掛け等をして必ず取得させること。
 - ②時間前着手を根絶させる施策を明らかにすること。
 - ③12月31日及び元旦の出勤時刻を明らかにすること。

以上

新春のつどい&

郵政労契法20条報告集会

日時：2022年1月9日(日)

14時開場 14時30分開場

場所：としま区民センター

内容：郵政労契法20条最高裁判決の

意義と集団訴訟の現状

終了後交流会をおこないます。



組拡ビラ配布行動の展開を

郵政ユニオン東京地本執行部は、11月11日(木)早朝から、都内5局(赤羽・新宿北・中野・赤坂・世田谷)で、地本作成の組織拡ビラの配布行動をおこないました。

この日は、天候もよく晴々とした宣伝活動になりました。ビラの受け取りもよく、受け取った社員から「頑張ってください」との一言も。局が異動して久しぶりに顔をあわした社員などもいて、参加した執行委員は、気持ちよくビラ配布



当面の行動日程

- 12月2日(木) 東京地評争議支援行動
- 4日(土) 東京全労協第32回 定期大会
- 7日(火) 郵政労契法20条 全国弁護士会議
- 9日(木) 地本朝ビラ行動
- 第4回地本執行委員会
- 10日(金) 22けんり春闘 発足・学習集会
- 12日(日) 全国交渉担当者会議 (リモート)
- 13日(月) 郵政20条追加訴訟 裁判

が出来たと感想を述べていました。その後も東部支部が情宣を行ったとの報告もありました。今後も、非正規署名、本部の組拡リーフレット配布の行動などを通じて、組織拡行動を積極的に展開していきましょう。